

「古来風体抄」の万葉歌

古来風体抄の上巻には、和歌の起源・本質・形態・歴史、万葉集よりの抄出歌、万葉論など、下巻には四季の推移と情趣、古今・後撰・拾遺・後拾遺・金葉・詞花・千載の抄出歌、勅撰集論などが記されている。この小稿では万葉集より抄出されている歌の実態と性格を藤原俊成の歌論等と比較検討してみたい。

俊成は古今集を高く評価し、御裳濯河歌合の判詞に「古今集こそは歌のもとと仰ぐべきことなるを」と述べているが、古来風体抄においても、

「うたのほんたいは、ただ古今集をあふぎ信すべきことなり」

(日本歌学大系 第二巻 三二二ページ 註一)

「古今の歌こそは、歌のもととは仰ぐべきことなるを」(同前 三六八ページ)

と言って古今集の歌境を強く庶幾している。従って古来風体抄への抄出歌数も総歌数との割合もともに上位にあり、またそれら抄出歌に付された評註も最多数である(第一表参照)。

古今集に比し万葉集は、

「わざとすがたをかざりことばをみがかむとせざれども、世も

広
多
建
次

第 一 表

	総歌数	抄出歌数	百分比	評 註
万 葉	4,516	191	4.2	16
古 今	1,111	84	7.5	28
後 撰	1,426	42	2.9	3
拾 遺	1,351	54	3.9	13
後拾遺	1,220	95	7.4	0
金 葉	716	39	5.4	0
詞 花	411	37	8.3	0
千 載	1,285	45	3.5	0
計	12,036	587	4.8	60

総歌数は国歌大観による。抄出歌数は初撰本による。

「あがり人のこころもすなほにして、ただことばにまかせていひだせれども、こころもふかくすがたもたかくきこゆるなるべし」(同前三二一ページ)

と万葉調の核心にふれた讚めことばを呈しながら、一方では、

「万葉しふは、ときよへだたりうつりて、うたのすがたことば、うちまかせてまなびかたかるべし」(同前三六九ページ)と批判的な撰取態度をとっている(註2)。俊成は古今集は「歌の本体」として「仰ぎ信ずべきもの」として古今集主義の立場をとり(註3)、万葉集はその歴史的価値は認めるものの「時代ひさしく隔たり移りて」歌の本体として学び難いというのである。

俊成は万葉歌抄出の方法・態度について、「まことに証歌にもなりぬべく、もじづかひも証に成りぬべき歌でもおほく、おもしろくも侍ればかたはしとはおもふたまへながら、おほくなりにて侍なり。又ふるきことばどもの、いまは人よまずなりにたるもかくこそはありけれと、人にみせんためしりて侍り。又拾遺集などにもいり、さらでも人の口にあるうたも、もらさむもくちをしめて、かきしるし侍るほどに、なにとなくかすおほくなりにて侍なり。」(同前三四七ページ)という。つまり抄出歌を「かたはし」にとどめたいと思いが「なにとなくかすおほく」なると反省しているわけである。俊成がここに抄出の基準……ひいては多くなつた理由としてあげているのは(1)証歌とすべき歌・(2)文字遣いの証になる歌・(3)珍しい古語を使った歌・(4)拾遺集所載の有名歌などである。これらのうち(1)(2)(3)に該当するのは八八・一四二・二六六・三五〇・六〇八・八八〇・二二五六・二二六五・二六四九・三〇一五・三三九一・三五七五・三八一八の十三首を含む何首かであろう。この十三首は評註のついている十五首の中でも、評註の内容が歌の素材用語に限られているからである。また(4)の拾遺集所載歌は七四・三五一・五〇一・五六〇・五九六・一〇六八・一三五一・一三九四・一八四三・二四二五・二六六三・二七四五・二七五三・三一九七・四二〇〇の十五首であることは明らかである。

万葉集よりの抄出歌は百九十一首あり、他の撰集をはるかに引き

離しているかに見えるが、総歌数に対する抄出歌の割合は、全体の平均に達しておらず、俊成の言うように多いとは思えない。むしろ「ざれ歌」が多いと批難している詞花集(註3)からの抄出歌が百分比の最高を占めていることなど奇異の感をいだかせるのである。

二

俊成は千載集の撰歌を回顧して「おろかなるころひとつにえらびけるほどに、うたをのみおもひて、人をわすれにけるに侍めり」(同前四一四ページ)といっている。それだけに諸集の歌を古来風体抄に抄出する際は、作者をかなり意識しているものと思われる。

古来風体抄の万葉歌を作者ごとに数を調べて数の多い歌人順に列挙すると次のようになる。

- 22首 大伴家持
- 8首 柿本人麿
- 6首 山部赤人
- 5首 大伴旅人 山上憶良
- 3首 元正天皇 笠郎女
- 2首 有間皇子 元明天皇 湯原王 長屋王 橘諸兄
- 1首 持統天皇 大津皇子 石川郎女 置始東人 額田王 舍人皇子 笠金村 沙弥満誓 大伴安麻呂 大伴郎女 大伴百代
- 広河女王 坂上大嬢 聖武天皇 厚見王 坂上郎女 河村王
- 消奈行文 境部王 池田朝臣某 大神奥守 平群朝臣某 紀清人 葛井諸会 内蔵繩麻呂 大伴池主 大伴千室 服部咩女

これによつて注目されるべきは、いわゆる皇室歌人が多いこと、大伴家持の歌が最も多く人麿の歌が意外に少ないという点であろう。皇室歌人が多くなつたことについては本書成立の由来をさぐる

ついで表記法別にみると、原文だけのもの一首、原文の傍に片仮名の訓をつけたもの六首、原文の後に平仮名の訓を別に記したものの七二首、訓だけのもの一一二首となっている。その当時までの歌書類は万葉歌を引用することがあっても原文を示すものはほとんど無かったのに、ここには抄出歌の約四割が原文をも引いている。古来風体抄上巻の終りの部分に万葉集の表記に言及し、「近來もさやうのもじづかひにはかられて、まどふものもあるなるべし」と述べているので、故意に原文の引用を多くしたものと考えられる。この抄で和歌の「ときよのうつりゆくにしたがひてすがたもことばもあらたまりゆくありさま」を示そうと意図していることもこの間の消息を明らかにしていると思う。

原文だけ示されているのは沙弥滿誓の「世間乎 何物爾將譬 且開 榜去師船之 跡無如」(三五)一首である。この歌は古点の点者のひとり源順の家集に「応和元年七月十一日に、四つなる女ごを喪ひて、同年八月六日に又五つなるをのこ子を喪ひて、無常の思ひことにふれておこる。悲しびの涙乾かず古万葉集中に沙弥滿誓がよめる歌の中に、世の中を何に譬へむといへることをとりて、かしらにおきてよめる歌十首」とあり、古今和歌六帖・拾遺抄・源氏物語・拾遺和歌集・枕草子・和漢朗詠集・奥義抄などにも引用されている。古来の有名歌である。広く知られているだけに訓をつけなくても訓み得た歌であったのであろう。表には現われていないが、初句の訓を欠く歌が三首ある。それらは「布流由吉乃」(三九二)、「伊勢都刀爾」(四四一九)、「和我世奈乎」(四四二二)などで、いずれも漢字を音符文字として用いたいわゆる仮名書になっている。

原文に片仮名の訓を付記してあるのは
未通女等之 袖振山乃 水垣之 久時從 憶守吾者(五〇一)
孤悲死牟 時者何為牟 生日之 為社妹乎 欲見為礼(五六〇)

恋草呼 力車爾 七車 積而恋良苦 吾心柄(六九四)
多万之賀受 伎美我久伊互伊布 保里江爾波 多麻之伎美豆々
都芸互可欲波牟(四〇五七)
磯上之 都万麻乎見者 根乎延而 年深有之 神左備爾家里(四一九)
伊波世野爾 秋芽子之努芸 馬並 始鷹狩太爾 不為哉將別(四二九)

の六首である。なぜこれらの表記がとられたかは不明というほかはない。再撰本と比較検討してみると、久曾神氏が乙本とされたものは六首とも原文のほかには訓を別提し、甲本と名付けられたものは五〇・四一・五九・四二・四九は乙本と同形式で、残り三首は初撰本と同じく原文に片仮名訓を付記している。少例ながら甲本が初撰本に近いことが確認でき、「甲本の如きが原本に近い」(註9)ことの論拠となし得るのである。歌の一部だけを片仮名傍訓の方法によって提示したものに「暮月夜心毛思努爾」(一五五二)、「天下須泥爾」(三九二二)がある。この部分は再撰本甲乙両本・中世歌論集本・続群書類従本などに総じて原文のみで表記されている。このように表記したのは何らかの目的によるものであって偶然の結果とは思われない。両者に共通するのは初めの文字(暮月・天下)がいわゆる義訓になっていることである。この用字法に着眼させることを企図した表記と推定できる。その根拠として、「暮月夜」の歌の直前には同じく「暮」を頭に用いた「暮去者 小倉乃山爾 鳴鹿者 今夜波不鳴 寢宿家良思母」(一五一)が「ゆふされば……」と訓のみで提示されていること、また「天下」の歌の直前に抄出されているのは前述の如く初句を仮名書の原文のみで記した「布流由吉乃」(三九二二)の歌であって、共に比較対照できるように配慮されていることを指摘し得るのである。「暮月夜」の歌は第二句「思努爾」の

証歌として抄出されている(註10)と考えられるが、それは表記の基因を右のように推定する反証とはなるまい。

四

古来風体抄の万葉歌と同じ歌を引いている先行の歌書類を表示すると第三表のようになる(註11)。表にあげたほかでは共通歌四首を有するものに古今・伊勢・新撰和歌・深窓秘抄・袋草子・六百番歌合、三首のものに歌経標式・和歌体十首などがある。

第三表 先行書との共通歌

古今和歌六帖(1193) ……	88
五代集歌枕(1035) ……	64
袖中抄(480) ……	58
和歌董蒙抄(444) ……	46
柿本集(215) ……	42
和歌初学抄(123) ……	38
綺語抄(485) ……	35
万葉集抄(173) ……	27
後頼髓脳(69) ……	24
奥義抄(111) ……	23
拾遺集(123) ……	18
古今集註(147) ……	17
顯昭陳狀(63) ……	14
赤人集(234) ……	9
家持集(162) ……	9
和漢朗詠集(20) ……	8
人麻呂勸文(47) ……	8
拾遺抄(34) ……	6
三十六人撰(10) ……	5
散木集註(20) ……	5

() 内は収録万葉歌数。

この表を見ると、共通歌の最も多いのは「古今和歌六帖」であり、六帖もまた万葉集の巻十一、巻十の歌を多く引いている(註12)という点が似ている。しかし多数抄出した巻が一致しているというだけで、この両巻についても古来風体抄の万葉歌の約半数は六帖に見当らないものである。共通歌と収録万葉歌の比率は俊頼髓脳・和歌初学抄・奥義抄等の歌書類が上位を占めているが、歌数が少なく問題とするにたりない。このように特に密接な関係に立つ先行書がないという事実から考えても、古来風体抄の万葉歌は歌書等の間接資料からとられたのではなく、万葉集から直接に採用されたもので

あると決定してよいと思う。

俊成が既存の文献に引かれることのなかった二十一首を採用したのは、如何なる理由に基づいているのか。最後にこの点を吟味しておこう。

外部的考証によって採用理由を確認できるのは俊成が評註をつけている、

さけのなをひじりとおもひしいにしへのおほきひじりのことよろしさ(三三九)

ただにみてかたらひするはさけのみてまひなきするになほしかずけり(三五〇)

神のごときこゆる滝のしらなみのおもしろくきみがみえぬこのころ(三〇一五)

の三首である。初めの二首には酒を歌材とすることを暗に戒めた評がついている。これは彼が万葉集を論じた箇所において、「巻三の巻にや太宰帥大伴卿さげをほめたる歌ども十三首までいれり。…中略：まなぶべしともみえざるべし。」(日本歌学大系 第二卷 三四七ページ)と難じていることと符合している。従ってこの二首などは秀歌というよりは、むしろ悪い例歌として「かくこそありけれと人に見せんためし入れ」られたものと考えられる。後の一首には「かはやしるに關する評がつき、二二五六の歌で「しのに」の語義に關連して「かはやしる」に言い及び強く自説を主張したのでその傍証にするために選んだものようである。評註はないが、「かなしいをいづちゆかめとやますげの曾我比にねしてしましくやしも」(三五七七)も語句の証歌として抄出されている。抄出歌には主として、「そがひ」について説いた註が二つあり、その一つがこの歌の前にて「このうたもそがへにたてるといへるなり」であること、「曾我比」という語だけを片仮名付訓で示して目立ちや

すいようになつてゐる。このことはとりもなおさず、俊成が「そがひ」の証歌としてこの歌をとつてゐることを証している。

また「和我世奈乎つくしへやりてうつくしみおびはとかなあやにかもねも」(四四二二)も抄出された理由が明らかである。この歌は万葉集からの抄出歌の最後に位置している。ところが、俊成が抄出に使用した万葉集の原本においてもやはり最終歌となつてゐた、と考えられるのである(註13)。俊成の依拠本は末尾に欠損があり、原行本の末尾九十四首を欠いてゐたと推定されるからである。歌集の抄出の際は、巻頭・巻尾を洩らさずとするのが普通であつた。俊成は右にいつたような経緯によつて、この歌を万葉最終歌と見誤つて抄出したのである。

表現方法による抄出理由の探索を俊成の歌論と歌との比較により行なつてみよう。俊成の歌論を概観するに、問題の万葉歌の選択にかかわりあると思われるのは、彼が歌合の判詞等で主強してゐる「めづらしき心」である。「めづらしき心」は、「めなれたる心」「つねの心」、つまり平凡陳腐な着想を退けて「珍らしい着想」であり、歌の表現はそうでなければならぬと説くのである。(註14)この「珍らしい着想」という観点より考察してみると、

- (1) つきよにはかどにいでたちゆふけとひあしうらをぞせしゆかまくをほり(七三六)
- (2) こととはぬきにはありともうるはしみきみがてなれのことにあるべし(八一)
- (3) たちちねのおやのかふこのまゆごもりこもれるいもをみるよしもがも(二四九五)
- (4) くれなゐのこぞめのころもしたにきば人のみらくにほひいでむかも(二八二八)
- (5) かみつけのくろほのねろのくずはかたかなしけこらにいやさか

りくも(三四二二)
(6) みそらゆくきみにもがもなけふゆきていもにこととひあすかへりこむ(三五一〇)

の六首などは着想が斬新で珍異であると認定することができる。特に(3)(5)の序の新奇なこと、(4)の寓喩の新鮮巧妙なことなどは集中でも類例が僅少であり、(1)(2)(6)の発想のユニークなこともこれまた「珍らしい着想」として誰しも異論をさしはさめないであらう。この六首は、右のように俊成の「めづらしき心」に適合し、そのことが古来風体抄に抄出される要因となつてゐるのである。(東京都立南高教諭)

註1 註古来風体抄からの引用はすべて筆者目録本の面影を伝える初撰本(日本歌学大系 第二巻所収)によつた。

註2 同様の見解は「右歌備効万葉之歌風、顔背中古之妙体也。」(中宮亮重家朝臣歌合、)「青丹よし奈良の都のとき撰びおかれたる万葉集は、世もあがり人の心および難ければ……(御裳漣河歌合)、万葉より出でたりとも歌合のときは無左右証拠とすべしとも覚えべらず。」(六百番歌合)などに見える。

註3 「詞花集はことざまはよくこそ見え侍を、あまりにをかしきさまのふりにて、ざれうたごまのうたのおほくみえ侍なり。」(四一三三ページ)

註4 久曾神昇「古来風体抄の方法」(書誌学)

註5 福井久蔵著「藤原俊成」(歴代歌人研究5)

註6 拙稿「大伴家持「性格と作風」(古典遺産)第15・16号)

註7 「稀本朝臣入麿なん、ことうたのひりにはありける。これはいつねの人にはあらざりけるにや。」(三一三ページ)

註8 古本喜一郎「古来風体抄に抄出せられた万葉歌」(国語国文昭和17年10月号)

註9 佐々木信綱編(日本歌学大系 二巻)「解題」

註10 「思勢齋」は万葉集の短歌中に二六六、同訓の「之奴齋」は四一四六、「之努齋」は二五二六・三九七九・四五〇〇、「四怒齋」は二七九と合計七例認められる。古来風体抄にはこのうち四五〇〇をのぞく六首が抄出され、二六六と二二五六にはこの語に関する評がついてゐる。特に後者の評は本書の歌評中最長のものであり、この語に対する俊成の執着のほどを表わしてゐる。

註11 検査は主として渋谷虎雄著「古文獻所収 万葉和歌索引」により、随時依拠本を調査した。

註12 平井卓郎著「古今和歌六帖の研究」

註13 註7に同じ。

註14 実方清著「中世歌論」(追記) 本稿は、その要点の一部を「朝鳥」(昭32年10月号)誌上に発表し、また一部を昭和39年11月7日の上代文学学会大会において発表したものをも今回稿を新たにしたものである。